

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年3月15日 13時39分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市馬堀海岸北方沖 横須賀港走水物揚場防波堤灯台から真方位326° 1.4海里付近 (概位 北緯35° 17.0' 東経139° 43.1')
事故の概要	警戒船第八 ^{おさむ} 治丸は、北進中、また、プレジャーボート ^{モガミ} MOGAMIは、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年4月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 警戒船 第八治丸、13.62トン 235-8510 神奈川、個人所有 B プレジャーボート MOGAMI、5トン未満（長さ7.89m） 232-47113 千葉、有限会社もがみ
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部右舷外板に凹損等 B 船首部左舷外板に割損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、馬堀海岸北方において、海底に土砂を投入して漁礁を作る作業（以下「本件作業」という。）の警戒業務に就く目的で、神奈川県横須賀市横須賀港所在の漁港を出港した。</p> <p>本件作業が行われる区域の周囲には東西南北に浮標が設置されており、A船は区域の東側を巡回することとして、北進して北方の浮標に到着したのち、漂泊して、潮流等によって南方の浮標付近に流されては北進し、本件作業が行われる区域内に船舶が出入りしないよう警戒業務を行っていた。</p> <p>船長Aは、北進中、A船の右舷船尾方から向かってくるB船を認め、衝突のおそれを感じ、操舵室右舷側から身体を乗り出して手で合図を送ったところ、B船は右舵を取って北東進した。</p> <p>船長Aは、B船が進路を変更したので、B船が警戒区域内に入ってくることはなく、B船と衝突することはないと思い、北進を続けていたところ、A船とB船が接近する状況になり、主機のクラッチを中立に操作したが、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p>

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bの家族1人を乗せ、釣りの目的で、本件作業が行われている区域の南東方の釣り場に向け、千葉県木更津市所在のマリーナを出発した。</p> <p>船長Bは、本件作業が行われる海域が警戒区域であることを認識していなかった。</p> <p>船長Bは、釣果が得られなかったので、釣り場を移動することとし、北西進中、船長Aからの合図を見て、右舵を取って北東進したところ、B船の右舷船首方にヨットが航行していることを認め、進路を北西進とし、同ヨットと並走して衝突しないよう、右舷側を向いて同ヨットに意識を向けながら航行していたところ、A船が船首至近となっており、右舵を取ってスロットルレバーを後進に操作したが、B船とA船とが衝突した。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北進中、船長Aが、B船が本件作業の警戒区域内に入ってくることはなく、B船と衝突することはないと思い、航行を続けたことから、B船と接近する状況となっていたことに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北西進中、船長Bが、右舷側を向いて並走しているヨットに意識を向けながら航行を続けたことから、船首至近となっているA船に気付くのが遅れ、右舵を取ってスロットルレバーを後進にしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北進中、B船が北西進中、船長Aが、B船が本件作業の警戒区域内に入ってくることはなく、B船と衝突することはないと思い、航行を続け、また、船長Bが、右舷側のヨットに意識を向けながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、接近する船舶を認めたときには、余裕のある時機に有効な音響信号等による注意喚起を行うこと。 ・ 船長は、航行中、周囲の見張りを適切に行い、他の船舶を認めた際、その船舶のみに意識を向けることなく、全方位の見張りを徹底すること。